

R7年度

学校いじめの防止等基本方針

京都市立朱雀第四小学校

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。それだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを使う。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることの内容に務めることが必要である。例えばいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど確認する必要がある。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う。
- ・仲間はずれ、集団による無視をする。
- ・わざとぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする。
- ・金品をたかる。
- ・所有物を隠したり、壊したり、捨てたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをしたり、させたりする。
- ・パソコン・ケータイ・スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことや無視をする。 等

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（役職又は校務文書）※緊急対応時はこのかぎりではない。

校長・教頭・教務主任・人権教育主任・生徒指導主任・養護教諭
教育相談主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

- ・基本方針の作成や方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ・取組状況（アンケート・校内研修等）の学校評価への位置づけと保護者への周知

(3) 開催時期

定例 毎月1回（緊急対応の場合は、この限りではない。）

緊急時については、隨時開催

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・児童については、5月の集会において、いじめ対策委員会のメンバーを紹介する。
- ・また、全教職員で見守っていることや担任に限らず、だれに相談しても構わないということについても知らせる。
- ・保護者及び地域へは、学校だよりやホームページ、5月の学級懇談会等でいじめ対策委員会の役割や構成員等の情報を発信する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し児童の豊かな情緒や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

ア 学習環境の整備

- ・整った学習環境（整理の行き届いた教室、掲示物を整える等）
- ・児童実態の把握（アンケート、クラスマネジメントシート、連絡メモ等）
- ・あたたかい学級経営（自己肯定感を高める）
- ・校内見守り隊による、問題行動・危険行為の防止、正しい児童理解

イ 授業改善の充実

- ・ハートフル学習（いじめ・命に関すること）

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・休日参観や自由参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・全ての活動において、自己肯定感を高める。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外学習を充実させ、仲間作りを行う。
- ・学校行事を通して、人間関係づくりを行う。
- ・高齢者との交流や地域の方との体験活動を行い、道徳的価値の行動化を図る。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・学年交流活動での児童同士のふれあいを行い、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・あかしや学習発表会の実施
- ・11月の人権啓発参観の取組。

カ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を保護者に周知する。その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。
- ・ホームページに子どもたちの学校での様子を積極的に掲載し、保護者に学校生活の様子をできるだけ多く伝えられるようにする。
- ・クラススマネジメントシートを有効に活用して、学級の状態を担任が把握し、いじめを未然に防げるようとする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・毎日、児童に起きた出来事を「連絡メモ」に書き、全教職員で共有することで、児童同士のトラブルやいじめを未然に防止する。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・年に2回（6月・10月）、いじめアンケート・クラススマネジメントアンケートを行い、いじめやいじめの前兆がないかを把握する。

ウ 教育相談の実施

- ・7月と11月に、「トークフル週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、子どもたちの観察に努める。アンケートはすぐに目を通し、児童に聞き取りを行う。いじめに関する記述がない児童にも担任との面談（トークフル週間）で、聞き取りを行う。

エ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・アンケート実施後すみやかに集約し、調査結果を検証する。その際、検証した情報は全教職員で共有し、組織的に対処する方法を確認する。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止的に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して児童を確認したうえで、適切に指導するなど、組織的な対応を行う必要である。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめが発覚した場合は、すぐにいじめ対策委員会を開き状況を確認する。
- ・どのような方法で事情を聞くか、いじめ対策委員会で話し合い、当該児童に事情を聞く。
- ・聞いた事実をもとに、いじめ対策委員会で今後の対応について協議するとともに被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・保護者等に連絡するとともに京都市教育委員会にも連絡をする。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・関係機関とも連携をとり、いじめ対策委員会で事後の報告を行う。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前 提 と な る 基 本 事 項

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 『学校いじめ防止基本方針』 | 『いじめ対策委員会』 |
| □学校いじめ防止プログラムの策定 | □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携 |
| □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 | 方法の 確認・周知 |
| □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 |
| | □児童生徒、保護者、地域への周知 |
| | □いじめの認知・解消の判断について確認 |

未然防 止 の 取 組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握する。
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
 - ・アンケート調査等の情報から 等

予 防

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない
対応

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

- ウ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
 - ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
 - ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
- ・学校全体での継続的な指導・支援を行う。
少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめにかかる行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

（4）教職員の資質能力向上の取組

- ア 内容
- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
 - ・校内のいじめを防止し、児童がよりよい人間関係を築くための資質を身に付けるための研修を行う。
- イ 実施時期
- ・8月 学級経営について振り返り、今日の生徒指導についての課題の傾向を知り、いじめのない学級づくりができるような取組を考える研修を行う。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ア 保護者・地域への情報発信
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「朱雀第四小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。そして、取組状況（アンケート・校内研修等）を学校評価へ位置づける。また、定期的に学校いじめ防止等基本方針の見直しを行い、必要な変更を加え、その際に学校評価の結果を考慮するとともに、学校運営協議会等を開催し、速やかに保護者、地域住民、その他関係者に意見を聴く機会を設け、理解と協力を得られるように努める。
- イ 保護者・地域への啓発
- ・道徳や人権学習の授業参観への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ウ 保護者・地域との協同の取組
- ・学校運営協議会（朱雀大路コミュニティ）
 - ・見守り隊の方々による登校、下校の見守り
 - ・リレーカーニバル
 - ・区民運動会
- エ 関係機関との連携
- ・教育委員会・警察署・児童相談所・学校運営協議会（朱雀大路コミュニティ）PTAなど

5 重大事態が発生したときの対応

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態は法において、

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

※随時見直しをし、予定を変更する場合があります。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	ハートフル学習		入学式後の保護者説明 学校説明会 参観・懇談会 学校だより・HP
5	いじめ対策委員会 学級経営方針の交流会 教育相談の校内研修	ハートフル学習 1年生を迎える会にて 「いじめ対策委員会」の紹介		家庭訪問・懇談会で 「いじめ対策委員会」を紹介 休日参観 朱雀大路コミュニティ
6	いじめ対策委員会	ハートフル学習	第1回いじめに関する アンケートの実施 第1回クラスマネジメントシートの実施	
7	いじめ対策委員会 年間の取組の見直し①	ハートフル学習 非行防止教室（6年）	第1回いじめに関する アンケート・第1回クラスマネジメントシートの集約・情報共有 トークフル週間	個人懇談会
8	いじめ対策委員会 生徒指導研修			

9	いじめ対策委員会	ハートフル学習 情報モラル教室（5・6年）	児童による学校評価	自由参観日
10	いじめ対策委員会	ハートフル学習 体育参観 5年宿泊学習 (花背山の家)		学校評価と結果の公表
11	いじめ対策委員会	ハートフル学習 人権啓発交流 修学旅行（6年）	第2回いじめに関する アンケートの実施 第2回クラスマネジメ ントシートの実施 トークフル週間	人権啓発参観・懇談会
12	いじめ対策委員会	ハートフル学習	第2回いじめに関する アンケート・第2回クラ スマネジメントシート の集約・情報共有	個人懇談会
1	いじめ対策委員会	ハートフル学習		
2	いじめ対策委員会	ハートフル学習	児童による学校評価	新1年体験入学・保護者 説明会 朱雀大路コミュニティ
3	いじめ対策委員会 年間の取組の見直し	ハートフル学習		参観・懇談会 学校評価と結果の公表

※年間の授業参観（5月の休日参観・9月の自由参観・11月のハートフル参観・2月の学年末参観）のうち
1時間は、「道徳」を行う。